

議案第151号

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置し」を「を設置し」に改める。

第4条第1項第1号アを次のように改める。

ア 日曜日及び土曜日

第4条第1項第2号中「（いがまち保健センターの施設については、午後5時）」を削る。

第5条第1項後段中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された」を「当該許可を受けた会議室の使用に関する」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第6条中「次」の次に「の各号のいずれか」を加え、同条第2号及び第3号中「施設」を「保健福祉センターの施設」に改め、同条第4号中「その他市長がその使用を」を「前3号に掲げる場合のほか、市長が」に改める。

第7条第1項中「使用者」を「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、「次」の次に「の各号のいずれか」を加え、「その使用の許可」を「当該使用許可」に改め、同項第1号中「又は」の次に「この条例に基づく」を加え、同項第3号中「許可を得ないで使用の目的を変更した」を「使用許可を受けた使用の目的以外の目的に会議室

を使用した」に改め、同条第2項中「規定」の次に「による使用許可の取消し又は使用の停止」を加え、「が受ける損害に対して」を「に損害が生じても」に、「その」を「、その」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 使用者は、別表に掲げる会議室の使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

第11条中「使用の許可を取り消されたとき若しくは」を削る。

第12条中「施設」を「保健福祉センターの施設」に改める。

第13条中「次」の次に「の各号のいずれか」を加え、同条第3号中「その他管理運営」を「前2号に掲げる者のほか、管理運営」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第8条関係）

（単位：円）

区分	基本使用料			加算料
	午前 9：00～12：00	午後 13：00～17：00	夜間 18：00～22：00	冷暖房料
保健センター会議室(1)	530	740	740	基本使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）
保健センター会議室(2)	210	320	320	
保健センター集団研修室	840	1,160	1,160	
保健センター栄養実習室	1回の使用につき			
			2,100	

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含む。
- 2 使用者が入場料その他これに類するもの（以下この項において「入場料」という。）を1人につき1,000円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は、基

本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用する。

- 3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を加算する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のいがまち保健福祉センターの施設の使用に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。